

## 北名古屋市民設民営保育園の整備・運営法人募集要領

### 1 募集の趣旨

#### (1) 趣旨

北名古屋市（以下「市」という。）では、鹿田北保育園の施設整備にあたり、当園を民営化し、民設民営保育所（以下「保育所」という。）へ移行することとしました。

この保育所の施設・設備を整備し、園を運営する民間事業者（以下「事業者」という。）を以下のとおり募集します。

#### (2) 目的

- ア 小学校就学前の子どもの保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に推進します。
- イ 公私連携協力によって、保育の質の向上と地域の子育て家庭への支援を拡充します。
- ウ 老朽化し耐震基準を満たさない保育所を建替え、安全な環境を提供します。
- エ 民間の持つ柔軟性や効率性を活かして、保育サービスを充実します。
- オ 民間が行う整備・運営には、国県から補助金等が交付されるため、市の財政負担を軽減します。

### 2 保育所の整備及び運営に係る基本事項

#### (1) 保育所の事業形態

保育所は、「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」第39条第1項に規定する施設（以下「(仮称) 鹿田保育園」という。）とします。

#### (2) 移行対象保育所

鹿田北保育園 愛知県北名古屋市鹿田永塚167番地

令和7年4月入所数

5歳22人、4歳21人、3歳24人、2歳22人、1歳13人 計102人

認可定員140人

#### (3) 新しい園の名称

保育園の正式名称は、市及び選定事業者との協議により決定するものとします。仮称は「鹿田保育園」とします。

#### (4) 新しい園の対象地域

北名古屋市鹿田地区とする。

#### (5) 開園までのスケジュール

##### ア 開園予定日

令和9年4月1日

##### イ 年次計画

年 度	内 容
令和7年度	・整備及び事業者を募集及び選定 ・建築基本設計・建築詳細設計（事業者）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び周辺整備に係る準備</li> <li>・周辺住民、保護者への説明会</li> </ul>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築詳細設計（事業者）</li> <li>・施設建設工事（事業者）</li> <li>・市と選定事業者による合同（引継）保育の実施</li> <li>・国庫補助金申請</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開園。園運営を選定事業者に移管</li> </ul>

ウ イの年次計画を基本とし、具体的な進め方は市と事業者と協議の上、決定します。

#### (6) 保育事業の実施

実施する事業は、関係法令等及び本市の条例・要綱等に基づき実施するものとし、以下に示す内容を基準とします。保育サービスの向上や効率的な園運営に資する内容について提案してください。

##### ア 通常事業

1	定員	概ね100人とする
2	受入月齢	1歳児から
3	開園日	日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く日
4	開園時間	午前7時30分から午後6時30分まで
5	障害児保育	市及び関係機関との協議に基づき、適切に保育教諭を加配して障害児保育を実施すること
6	給食	自園調理
7	保育料	「北名古屋市子どものための保育に係る利用者負担額等に関する条例施行規則」に準ずるものとする

##### イ 特別事業

市及び事業者が、地域の及び保育に対する保育需要その他状況を考慮し、実施することが必要と認める事業

#### (7) 施設等の整備

##### ア 建物について

- (ア) (5)に示す開園までのスケジュールに合わせて、事業者自らが、園運営に必要となる建物、施設等の設計及び建設を行ってください。
- (イ) 園舎は、子どもの安全の確保、日照、シックハウス、ユニバーサルデザイン等に関して、十分に配慮してください。
- (ウ) 具体的な工程計画については、市と事業者で協議を行います。

##### イ 土地について

北名古屋市が所有している土地を10年間の無償貸付とします。無償貸付期間経過後の更新等については、期間満了前に市と協議し、改めて貸付料や貸借期間等契約内容を決定します。また、貸付を受けた土地は、保育所以外の用途に使用することは不可とします。なお、運営期間は事業開始から30年程度を想定しています。

##### (ア) 北名古屋市所有土地の所在、敷地面積

北名古屋市鹿田大門213番地 2, 483.48㎡ (旧鹿田南保育園跡地)

(参考) 貸付料 (固定資産税相当額) : 1,820,000円/年 (令和7年度)

既存の建物の解体・撤去等の整備は市で行う。

(イ) 上記以外に、法人が所有する土地または賃借する土地も可とします。(ただし鹿田地区に限る)

(8) 建築上の法規制等（主なもの）

建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、北名古屋市宅地開発行為等に関する指導要綱、宅地造成及び特定盛土等規制法、法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年1月29日厚生省令第63号）等について留意すること。

(9) 近隣住民の方への配慮について

近隣住民の方に法人自らが説明を行うなど、誠実に対応し、理解を得られるよう努めてください。また、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めてください。

### 3 応募資格及び応募要件

応募できる者は、以下の要件を満たす事業者とします。

- (1) 令和7年7月1日時点で、北名古屋市内において認可保育所、認定こども園または幼稚園の運営実績が3年以上ある社会福祉法人または学校法人であること。
- (2) 北名古屋市の保育行政方針及び子育て支援行政方針をよく理解し、施策に積極的に協力できること。
- (3) 【別紙1】「(仮称)鹿田保育園の整備・運営条件」に定める内容を遵守できること。
- (4) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が(仮称)鹿田保育園の建設及び施設設備に要する資金を負担できること。
- (5) 保育所を運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (6) 事業者が現に運営している施設について、所管庁等の直近の監査や実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 代表者又は役員が、北名古屋市暴力団排除条例（平成23年北名古屋市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない、又は、同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

### 4 応募手続き等

(1) 応募書類の配布・受付

ア 配布期間及び場所

令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）まで

市ホームページにて掲示又は北名古屋市役所福祉こども部保育課（市役所東庁舎2階）にて配布

イ 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）まで

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

エ 受付場所

北名古屋市役所福祉こども部保育課（市役所東庁舎2階）

オ 提出方法

電話であらかじめ連絡の上、責任者が直接持参してください。

※郵送、電子メールによる受付は行いません。

(2) 提出書類等

ア 提出書類

「様式第2 提出書類一覧表（確認表）」により提出してください。

イ 提出部数及び留意点

提出書類一覧表（確認表）番号	部数
提出番号1～35	正本1部、副本11部（副本は複写でも可）

(ア) 書類は、A4規格で作成してください。

(イ) 正本及び副本は、提出番号「1～35」を、フラットファイルに綴り、提出番号を記入したインデックス等で表示してください。フラットファイルが複数にまたがる場合は、表紙に提出番号及び事業者名を表示してください。

(ウ) 写しとされているものは、原本証明を行ってください。

(エ) 受付期間内に提出できない書類がある場合は、理由と提出予定日を、あらかじめ保育課へ連絡してください。

(オ) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

(カ) 提出書類は、返却いたしません。

(3) 質問の取扱い

ア 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き「(仮称)鹿田保育園の整備及び運営事業者募集に係る質問書」により行ってください。ただし、審査内容や選考に関する質問についての回答はしません。

イ 質問回答内容は応募期間中に連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載することがあります。当ホームページ記載事項を確認しないことによる不利益については、責任を負いません。

5 「企画提案書」の記載について

(1) 応募の動機について

応募申込者が、本事業に応募した動機を説明してください。

(2) 保育園運営の基本理念等について

保育所の運営に当たっての保育理念や、園の運営についての考え方を説明してください。

(3) 事業者求められる役割や責務について

(仮称)鹿田保育園の運営（民営化）に際して、事業者や園に対しどのような役割や責務が求められるかについて、応募申込者の考えを説明してください。

(4) 北名古屋市内の保育所、幼稚園、認定こども園との連携や協力について

市内の保育所、幼稚園及び認定こども園との連携や交流、協力に対する考えについて、

提案してください。

(5) 保育内容について

基本理念等を実現するために、どのような保育を実施するのか、児童の生活全体を踏まえた保育内容や行事計画等に関して、以下の三点について具体的に提案してください。

ア 年齢ごとの目標・ねらい、実施内容

イ 開所日及び開所時間の考え方や実施方法（延長保育等の利用料の考え方についても記載してください）

ウ 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する対応や取組

(6) 給食・調理について

給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、アレルギー、食育等への対応や取組について、具体的に提案してください。

(7) 保護者との信頼関係の構築について

保護者との信頼関係を築くための取組や情報提供等の方法について、具体的に提案してください。

(8) 地域や学校、その他関係団体との交流・連携について

地域に根ざした保育所であるために、地域や関係機関との交流・連携について具体的に提案してください。

(9) 事故防止対策、安全対策、防災対策について

園内外での事故防止対策や安全対策はもとより、災害時に備えた避難訓練、不審者対策等の考え方や取組について、具体的に提案してください。

(10) 事業者が独自に提案する取組やアピールポイントについて

上記(1)～(9)の他に、応募申込者の特色や特に力を入れている取組やアピールポイントがあれば、提案してください。

(11) 運營業務の遂行が困難になったときの履行補償について

（仮称）鹿田保育園の運営が困難となったときに児童、保護者、その他の関係者に損害を与えないための履行補償に対する考え方、及びそのような事態を招かないための考え方について説明してください。

(12) 事業者から北名古屋市や地域に対する要望及び期待することについて

質の高い保育の提供、継続的かつ安定的な園運営、地域に根ざした（仮称）鹿田保育園を実現するために、応募申込者から市及び地域に対しての要望や期待することがあれば、提案してください。

## 6 選考及び決定

(1) 選考の体制

ア 市長が設置する「（仮称）鹿田保育園整備・運営法人審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最も優れていると認める事業者を選定し、最終的に市長が決定します。（公募型プロポーザル方式）

イ 審査委員会は、以下の委員により構成します。

(ア) 子ども・子育て会議委員

(イ) 北名古屋市職員（福祉こども部、総合政策部、総務部）

## (2) 選考の方法

選考は、以下により実施します。

### ア 審査の基本的視点

- (ア) 信頼できる良好な保育の実施が可能であること
- (イ) 安定した経営が持続的に確保できるものであること
- (ウ) 保育の質の向上に対する取組が期待できること
- (エ) 地域に根ざした園運営を行うことができること

### イ 一次審査（書類審査）

- (ア) 公募要項に規定する応募資格及び応募条件等について、提出された書類により審査を行います。
- (イ) 応募資格がない場合又は応募条件等を満たさない場合は失格とします。

### ウ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (ア) 必要に応じて、応募者の保育所等の現場確認を行います。
- (イ) プレゼンテーション及びヒアリングを行い、総合的に評価を行います。
- (ウ) 出席者は、運営責任者（法人代表等）、法人の経理責任者、園長就任予定者など保育内容の説明ができる者及び設計担当等の5名以内とします。

## (3) 選考日程

募集要領の配布	令和7年7月1日（火）～令和7年7月10日（木） （市ホームページにて掲示）
質問の受付	令和7年7月1日（火）～令和7年7月10日（木）
応募書類の受付	令和7年7月14日（月）～令和7年7月18日（金）
一次審査（書類審査）	令和7年7月22日（火）～令和7年8月8日（金）
二次審査（ヒアリング）	令和7年8月実施予定
法人の決定	審査委員会の審査結果を受け、北名古屋市長が決定します。 （令和7年8月下旬）

## (4) 審査項目等

審査項目	主な着眼点
1 事業者としての適格性及び能力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 応募の動機</li><li>・ 保育所運営に当たっての基本理念</li><li>・ 本事業で事業者求められる役割や責務の認識</li><li>・ 事業者の経営資源（組織、財務、専門性・技術力等）</li><li>・ 事業者の認可保育所等の運営実績</li></ul>
2 保育内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育事業の運営内容</li><li>・ 年齢ごとの目標・ねらい、実施内容</li><li>・ 開所日及び開所時間の考え方や実施方法</li><li>・ 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する対応や取組</li><li>・ 給食・調理についての考え方や取組</li><li>・ 保護者との信頼関係の構築のための考え方や取組</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止対策、安全対策、防災対策に対する考え方や取組</li> </ul>
3 保育体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保及び採用計画</li> <li>・職員の配置計画及び就業環境（職員数、資格、経験、就業規定、職員配置規定、給与規定等）</li> <li>・園長及び副園長予定者の経歴</li> <li>・職員の能力向上や研修に対する考え方</li> </ul>
4 施設整備に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設場所の選定理由及び運営方式</li> <li>・園舎及び屋内施設整備に関する提案</li> <li>・園庭及び屋外施設整備に関する提案</li> </ul>
5 経営管理に関する状況及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政状況の安定性</li> <li>・収支計画の妥当性</li> <li>・管理及び事業に係る経費のバランス</li> </ul>
6 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が独自に提案する取組やアピールポイント</li> <li>・地域や学校、その他関係団体との交流・連携に関する考え方</li> <li>・市内の保育所、幼稚園及び認定こども園との連携や協力</li> <li>・事業者からの要望に対する有効性及び実現可能性</li> <li>・業務の遂行が困難となったときの履行補償に対する考え方 など</li> </ul>

(5) その他

ア 選考の結果は、全ての応募申込者に通知するとともに、市広報紙、ホームページにより公表します。

イ 応募申込者が1者のみであっても、審査を実施します。

ウ 本選考において、応募申込者がいない場合及び審査の結果により応募された全ての提案が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、法人の決定を行わない場合があります。

## 7 その他の留意点

(1) 移管条件等の承諾

応募申込者が、「応募申込書」を市長に提出したことにより、募集要領等の記載内容及び移管条件は全て承諾したものとします。

(2) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募申込者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募申込みを辞退する場合は、「辞退届」を提出してください。

(4) 提出書類の取扱い

ア 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類は情報公開の対象となり、所定の手続きを得た請求に対して開示する場合があります。

イ 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類の著作権は提案作成者に

帰属するものとします。なお、市が本事業に係る公表時若しくはその他で必要と認める場合は、応募申込者の承諾を得た上で、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

ウ 市が、本事業において提供した資料の著作権は市に帰属し、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

(5) 計画変更の原則禁止

選定事業者の計画の内容変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上認める場合があります。

(6) 保護者説明会

選定事業者は、保護者及び地域等に対する説明会を、市の要請に応じて随時実施するものとします。

(7) 決定の取消し

選定事業者が、提出書類に記載された内容に虚偽記載若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な保育所事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市に求めることはできないものとします。

(8) 募集の取止め等

公正に選考を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、市はその応募申込者の参加を不可とする場合があります。また、応募申込者の全部又は一部の談合行為により適正な選考が執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、市は募集の執行を延期、又は取り止めることがあります。

(9) 異議申立て

審査委員会の審査、選定及び市の移管法人の決定についての異議申し立ては受け付けません。

(10) 運営移管までの協議

市と事業者とは、本募集要項その他募集にかかる文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって問題解決に努めるものとします。